

療育手帳

「療育手帳」とは、知的障害児(者)が福祉サービスを利用する時に必要な手帳です

障害の程度

①…最重度、A…重度、B…中度、C…軽度の4段階に分かれます。

取得方法

18歳未満の方は児童相談所に、18歳以上の方は福祉相談センターに電話で予約します。生育歴や日常生活の様子などの詳しい情報を聞かれますので、母子手帳や「あしあと」（個別の指導計画）を持参することをお勧めします。

更新が必要

再判定時期の2~3ヶ月前になったら更新の電話予約をします。市町村によってはハガキで知らせてくれるところもありますが、基本的には自分で忘れずに手続きをしないと、期限が切れたままになってしまいますので要注意です。

療育手帳を上手に活用

療育手帳を提示すると受けられる割引はたくさんあります。ただし療育手帳を提示しても、対応した方がたまたま知らなくて嫌な思いをしたという経験談もよく聞きます。初めて利用する場合は事前に電話等で確認しておくとお子さんも安心して利用できます。

- ・携帯電話料金の割引：docomo(ハートイ割引)、au(スマイルハート割引)、softbank(ハートフレンド割引)
 - ・JR乗車券の割引：100km以上の乗車券半額
 - ・タクシーの割引：料金1割
 - ・バス料金：半額
 - ・ディズニーランド、ディズニーシー：「ディスアビリティアクセスサービス」「合流利用サービス」で待ち時間等の支援あり。
 - ・映画館：本人と付き添い1名 大人1、800円→1、000円※3D料金は別
 - ・ラウンドワン：利用料金割引
 - ・うさちゃんクリーニング クリーニング代半額
- この他にもインターネットで調べるとお得な情報がたくさんあります。

18歳未満

茨城県筑西児童相談所

所在地：筑西市二本成615

電話番号：0296-24-1614



18歳以上

茨城県福祉相談センター知的障害者更生相談所

所在地：水戸市三の丸1-5-38

電話番号：029-221-0800



18歳以上で、障害の状況や地理的理由により、来所相談や定期相談ができない方のために、地域を巡回して相談を行っています。

詳しくは右のバナーをクリックしてご確認ください。



茨城県